

NPO法人榎本地域活動協議会

定 款

NPO法人榎本地域活動協議会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人榎本地域活動協議会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市鶴見区今津中1丁目9番32号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、誰もが輝く元気なまちにしていくなために榎本小学校区を中心とした周辺地域の人々が連携・協力してまちづくりに取り組んでいくことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑤ 環境の保全を図る活動
- ⑥ 地域安全活動
- ⑦ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑧ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 地域福祉事業
 - ② 文化、教育事業
 - ③ 青少年育成事業
 - ④ 体育厚生事業
 - ⑤ 安全・安心なまちづくり事業
 - ⑥ 環境・緑化事業
 - ⑦ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 - ⑧ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 - ⑨ 介護保険法に基づく居宅介護事業
 - ⑩ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ⑪ 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

(2) その他の事業

①駐車場業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 4人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、2人以上を副理事長、1人を会計とする。

3 名誉顧問を置くことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、会計は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 名誉顧問は、理事会の推薦により総会で選任する。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 会計は、会の会計を担当する。

5 監事は、他の役員又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査する。

(2) この法人の財産の状況を監査する。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集する。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求する。

8 名誉顧問は、代表権、議決権を有しない。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

5 名誉顧問は、本人の申し出がない限り任期を更新する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第60条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から5日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の正会員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第61条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 運営委員会

(構成及び任期)

第38条 本会に運営委員会を置くことができる。運営委員は、第8章に定める部会の代表並びに理事長が指名する者（以下「運営委員」という。）で構成する。

2 運営委員の任期は役員任期（第15条第1項及び第2項）に準じて2年とする。ただし、再任を妨げない。

(権能)

第39条 運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画の推進に関する事項
- (2) 部会の設置および運営に関する事項
- (3) その他、会務上必要な事項

(開催)

第40条 運営委員会は、次の場合に開催する。

- 2 理事長が必要と認めたとき
- 3 運営委員の2分の1以上から請求があったとき

(招集)

第41条 運営委員会は、理事長が招集する。

(議長)

第42条 運営委員会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第43条 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(運営委員会の議決)

第44条 運営委員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会の書面表決等)

第45条 止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した運営委員は、第44条及び第46条第1項第2号の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

(運営委員会の議事録)

第46条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

(会議録の作成及び公開)

第47条 運営委員会の議事録を会員、その他の利害関係者から閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いては、これを閲覧させなければならない。

第8章 部会

(部会の設置)

第48条 理事長は、運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

(部会の組織等)

第49条 部会の組織等に関する事項は理事会で決定し、別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第50条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第51条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第52条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第53条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第54条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第55条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第56条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが

きる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第57条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第58条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第59条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第60条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利を放棄しようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第10章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第61条 この法人が定款を変更しようとするときは総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第62条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第63条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存

する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 6 4 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 1 1 章 公告の方法

(公告の方法)

第 6 5 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 2 8 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については内閣府 NPO 法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第 1 2 章 雑則

(細則)

第 6 6 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

役 職	氏 名
理 事 長	木 村 靖 公
副 理 事 長	平 田 義 裕
	木 村 貞 美
	菱 谷 正 博
	板 倉 佐 智 子
会 計	段 野 拓 三
理 事	仲 尾 忠 司
	島 岡 貞 夫
	牛 谷 實
	小 牟 田 幸 后
	折 居 健
	野 口 ますみ
	中 島 圭 子
	大 島 裕 司
	今 枝 謙 之
	宗 宮 惠 司
監 事	重 里 正 信
	近 藤 誠 孝
	佐 藤 暢 哉

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 1 5 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 2 6 年 6 月 3 0 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第55条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第59条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年6月30日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員入会金 0円

正会員会費 年(月)額 0円

(2) 賛助会員入会金 0円

賛助会員会費 年(月)額 0円

会社法人等番号 1200 - 05 - 015880

名称 NPO 法人榎本地域活動協議会

主たる住所 大阪市鶴見区今津中一丁目9番32号

法人成立の年月日 平成24年12月27日

定款の変更 平成26年1月24日変更 平成26年1月31日登記

(目的及び事業に(2)その他の事業 駐車場業を追加)

平成27年11月16日変更 平成27年11月26日登記

(目的及び事業に(1)⑦~⑩介護保険法に基づく事業を追加)

平成28年8月27日変更

(事業年度第59条 事業年度を4月1日から3月31日までとする)

平成29年4月29日変更

(第4章役員及び職員に名誉顧問を追加第12条3, 第13条4, 第14条8, 第15条5)

平成 年 月 日変更

(第4章役員及び職員に任期等第15条第2項を追加、第7章運営委員会構成に第2項任期を追加、第11章公告の方法に第65条2項に方法を追加)